



# 違反屋外広告物クリーンキャンペーンに参加しました。

滋賀県では景観をよくし安全な通行を確保するため平成22年から違反屋外広告物の撤去・指導について関係する道路管理者、占有企業者などで県内一斉におこなっています。

今年も9月1日から9月10日の期間に滋賀国道事務所は、他の道路管理者とともに高島地区、湖北地区、湖東地区、東近江地区のクリーンキャンペーンに参加しました。

撤去指導しているところ



違反屋外広告物の適正化をすすめています。

★撤去する対象は、主にのぼり旗、立て看板、電柱等の貼紙などです。

実施した範囲

高島地区(国道161号)	H24.9.7
湖北地区(国道8号)	H24.9.4
湖東地区(国道8号)	H24.9.4
東近江地区(国道8号)	H24.9.5

作業車

